

平成 24 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（金融庁）

制 度 名	預金保険法第 101 条の 2 第 1 項に基づく反社等債権の買取りにかかる不動産に関する権利の移転登記の際の登録免許税の非課税措置				
税 目	登録免許税				
要 望 の 内 容	<p>預金保険法第 101 条の 2 第 1 項の規定による反社等債権の買取りにかかる不動産に関する権利の移転登記の際の登録免許税率を当分の間、非課税とすること。</p> <table border="1" data-bbox="874 898 1490 992"> <tr> <td data-bbox="874 898 1222 992">平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）</td> <td data-bbox="1222 898 1490 992">－ 百万円 （－ 百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	－ 百万円 （－ 百万円）
平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	－ 百万円 （－ 百万円）				
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>預金保険法第 101 条の 2 の措置は、預金保険機構に反社等債権であって、金融機関が回収のために通常行うべき必要な措置をとることが困難となるおそれのある特段の事情があるものの買取り・回収機能を追加し、協定銀行への業務委託を行うものであり、金融機関の財務内容の健全性の確保を通じて信用秩序の維持・金融システムの安定に資することを目的とするものである。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>預金保険機構または協定銀行による反社等債権の買取り・回収機能は、金融機関から売却の申出のあった債権につき、協定銀行が事実上判断の余地なく要件に該当する限り買取りを行うもので営利を目的とするものではなく、金融機関と反社会的勢力との関係を遮断することにより、金融機関の業務の適切性及び健全性を確保し、ひいては金融システムの安定化を図ろうとするものである。</p> <p>反社等の債権は、その性格上、担保物件の処分に要する費用や時間等コストが大きく、買取り価格は低くなることが想定され、これに登録免許税を課せば、債権の価格に転嫁されることにより、さらに買取り価格が低く抑えられ、金融機関が債権の売却を躊躇することになりかねない。</p> <p>このため、不動産に関する権利の移転登記に係る登録免許税を非課税とし、金融機関から反社等債権の切り離しの促進を図る必要がある。</p>				

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	I-2-(1) 預金等定額保護下における円滑な破綻処理のための態勢整備及びシステミックリスクの未然防止
		政策の達成目標	金融機関の財務内容の健全性の確保を通じて信用秩序の維持・金融システムの安定を図ることを目標とする。
		租税特別措置の適用又は延長期間	当分の間
		同上の期間中の達成目標	(政策の達成目標と同じ)
	政策目標の達成状況	新設要望のため、該当せず	
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	金融機関から反社等債権の切り離しの促進が見込まれる。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	協定銀行による反社等債権の買取り・回収機能は、金融機関と反社会的勢力との関係を遮断することにより、金融機関の業務の適切性及び健全性を確保し、ひいては金融システムの安定に寄与する見込み。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし

		要望の措置の妥当性	協定銀行による反社等債権の買取り・回収機能は、金融機関と反社会的勢力との関係を遮断することにより、金融機関の業務の適切性及び健全性を確保し、ひいては金融システムの安定に寄与することから、本措置は妥当なものである。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	新設要望のため、該当せず
		租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	新設要望のため、該当せず
		前回要望時の達成目標	新設要望のため、該当せず
		前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	新設要望のため、該当せず
	これまでの要望経緯		なし